

制定 令和元年8月1日 滋運企公示第6号
改正 令和2年12月28日 滋運企公示第18号

公 示

自家用自動車の有償貸渡しの許可の基準について

自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）に関する許可は、この公示に基づき行う。

令和2年 12月 28日

近畿運輸局 滋賀運輸支局
田内



記

第1 許可申請及び審査の基準

道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「運送法」という。）第80条第1項に基づく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号、以下「施行規則」という。）第52条の規定により、自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）の許可申請について、次の基準により申請を受理し審査する。

1. 貸渡人

申請する貸渡人（法人にあってはその役員、なお、役員にはいかなる名称によるかを問わず、役員と同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。以下同じ。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき。
- (2) 次に定める許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していないとき。

ア 自家用自動車の有償貸渡し

イ 一般旅客自動車運送事業（運送法第3条第1項各号に定める事業）

ウ 特定旅客自動車運送事業（運送法第3条第2項に定める事業）

エ 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号、以下「事業法」という。）第2条第2項に定める事業）

オ 特定貨物自動車運送事業（事業法第2条第3項に定める事業）

- (3) 上記（2）アからオの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（聴聞の通知）があった日から、当該処分をす

る日又は処分しないことを決定する日までの間に、当該事業又は貸渡しの廃止の届出をし（相当の理由がある場合を除く。）、その届出の日から2年を経過していないとき。

- (4) 上記(2)アからオのいずれかの事業において、運送法又は事業法に基づく検査を受けた日から、許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、当該事業又は貸渡しの廃止の届出をし（相当の理由がある場合を除く。）、その届出の日から2年を経過していないとき。
- (5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。
- (6) 申請する貸渡人（法人にあってはその役員）が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業の経営に類似する行為による有罪判決又は処分がないこと。

2. 申請手続、並びに申請における記載事項及び添付書類

- (1) 事務所の所在地が滋賀県内にあること。
- (2) 他の運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下、「運輸支局長等」という）の許可を受けている貸渡人は、許可申請をすることができない。
- (3) 別途定める様式により、次の添付書類を添えて申請すること。
 - ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書面
 - ② 発行後3ヶ月以内の次の書類
 - ア 申請者が個人の場合 住民票
 - イ 申請者が法人の場合 商業登記簿謄本（未登記の場合は、認証済み定款）
 - ③ 欠格事由に該当しない旨の宣誓書
ただし、法人にあっては、役員全員とし、新法人にあっては、発起人全員とする。
 - ④ 事務所別車種別配置車両数の一覧表
なお、貸渡しをする自動車の種別は、次のものに限る。
 - ア 乗用車
 - イ マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下のものに限る。）
 - ウ 貨物自動車（トラック）
 - エ 特種用途自動車
 - オ 二輪車
 - ⑤ 霊柩車及び乗車定員30人以上、又は車両長が7mを超えるバスの貸渡しを行わないものであること。
 - ⑥ 次の事項を記載した貸渡の実施計画
 - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制及び計画
 - (ア) 事務所ごとに配置する責任者
 - (イ) 従業員への指導及び研修の計画
 - イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡の実施方法
「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）の趣旨を徹底し、運転手に係る情報

提供を行う場合には、その適正化に努められるものであること。

また、貸渡しに付随した運転手の労務供給（運転手の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示できるものであること。

ウ その他貸渡しの適正化を図るための計画

(ア) 自動車事故損害賠償保険への加入状況又は加入計画

全ての貸渡自家用自動車について、次に定める要件に適合する損害賠償責任保険契約を締結するものであること。

a 対人賠償 1人あたり 8,000万円以上

b 対物賠償 1件あたり 200万円以上

c 搭乗者賠償 1人あたり 500万円以上

(イ) 整備管理者（整備責任者）の配置計画

⑦ レンタカー型カーシェアリングを行う場合には、次の書類を添付すること。

ア 使用する自動車の車名及び型式

イ 自動車の保管場所（デポジット）の所在地及び配置図

ウ 自動車の保管場所を管理する事務所の所在地

エ IT等の活用により行う自動車の貸渡し状況、及び整備状況等の把握方法

オ 自動車及びエンジンキー等の管理及び貸し出し方法

カ 会員規約又は契約書

キ 次の環境に配慮した自動車以外のものを配置する場合には、アイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修及び啓蒙を行う計画

(ア) 天然ガス自動車（CNG自動車）

(イ) 電気自動車

(ウ) ハイブリッド車

(エ) メタノール自動車

(オ) 低燃費かつ低排出認定車

(カ) アイドリング・ストップ車

3. マイクロバスの貸渡しを行う場合の特例

マイクロバスを使用した一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の経営類似行為や無許可経営、貸渡人による運転手の労務供給などの不法行為が後を絶たない現状を鑑み、マイクロバスの貸渡しを行う場合には、次によるものとする。

(1) レンタカー事業において、2年以上の経営実績を有していること。

(2) 過去2年度において貸渡実績報告書及び事務所別車種別配置車両数の一覧表を期日（毎年5月31日）までに提出していること。

(3) マイクロバスの増車は、7日前までに届け出ること。

(4) 過去2年間に於いて、運送法違反による刑罰、行政処分（不利益処分）を受けていないこと。

(5) すでにマイクロバスの貸渡しを行っている貸渡人にあつては、直近2年間におけるマイクロバスの貸渡簿（写し）を添付すること。

ただし、前回届出時に添付した貸渡簿写しと重複する期間については、省略できるものとする。

第2 許可に付す条件

許可には、次の条件を付す。

1. この許可により、貸渡しができる自動車は次のものに限る。
 - ア 乗用車
 - イ マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下のものに限る。）
 - ウ 貨物自動車（トラック）
 - エ 特種用途自動車
 - オ 二輪車
2. 霊柩車及び乗車定員30人以上、又は車両長が7mを超えるバスの貸渡しを行ってはならない。
3. 自家用自動車を使用して、自動車運送事業の経営又は類似する行為を行ってはならない。
4. 貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
5. 貸渡しに付随した労務供給を行ってはならない。
また、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。
6. 公示「自家用自動車の有償貸渡しの許可の基準について」を改正した場合には、改正後の基準に合致するものでなければならない。
7. あらかじめ届出をしなければならないものは次のとおりとする。
 - (1) 貸渡しをする自動車の増車（事務所の新設を含む。）、若しくは事務所別車種別配置車両数に変更を生ずる代替えをしようとするときは、「事業用自動車連絡書」を添えて届出しなければならない。
ただし、他の運輸支局長等の管轄する事務所に関する届出をする場合には、該当する運輸支局長等にこの許可書の写しを添えて届出しなければならない。
 - (2) レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、次に掲げる環境に配慮した自動車を配置するときは、その旨を届け出なければならない。
また、アイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修及び啓蒙を行う計画に従い実施しなければならない。
 - ア 天然ガス自動車（CNG自動車）
 - イ 電気自動車

- ウ ハイブリッド車
- エ メタノール自動車
- オ 低燃費かつ低排出認定車
- カ アイドリング・ストップ車

8. 遅滞なく届出しなければならないものは次のとおりとする。

- (1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- (2) 法人の役員の変更があったとき。

ただし、代表権を有しない役員又は社員は、毎年7月31日までに前年7月1日から6月30日の変更について届け出ること。

- (3) 貸渡料金及び貸渡約款に変更が生じたとき。
- (4) 貸渡しを廃止したとき。

9. 毎年5月31日までに提出しなければならない報告を次のとおりとする。

- (1) 貸渡実績報告書(別紙1)

前年度(前年の4月1日から3月31日。以下同じ。)における実績

- (2) 次の指定する日における事務所別車種別配置車両数の一覧表

前年度6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日

10. 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいところに掲示しなければならない。

11. 貸渡自動車は、一時的に他の事務所にあったとしても、配置事務所において貸渡し状況、整備状況などの車両に関する状況を把握し、適確な管理をしなければならない。

なお、カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により適確に把握できると認めるときはこの限りでない。

12. 別記1の事項を記載する貸渡簿を備付け、貸渡しの状況を記録し、2年間保存しなければならない。

13. カーシェアリングの場合を除き、別記2の事項を記載した貸渡証を借受人に交付し、携行するよう指示しなければならない。

14. 貸渡人は、許可の日から1ヶ月以内に登録免許税を納付しなければならない。

15. 貸渡人が、本条件に違反したとき、又は公示で定める欠格事由に該当したときは、許可を取り消す。

附則

1. この公示は、制定の日から施行する。
2. 平成7年9月1日付、近滋達甲第8号（最終改正平成30年3月30日）は、この公示の施行をもって廃止する。
3. 従前の基準により許可を受けた貸渡人は、この公示により許可を受けたものとみなす。

【別記1】

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものにより、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

1. 借受人の氏名又は名称及び住所
2. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
3. 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
4. 貸渡日時及び時間
5. 貸渡事務所、返還事務所
6. 運行区間又は行き先及び利用人数、マイクロバスにあっては使用目的
7. 走行キロ数
8. 貸渡料金
9. 事故に関する事項

【別記2】

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

1. 借受人の氏名又は名称及び住所
2. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
3. 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
4. 貸渡日時及び時間
5. 貸渡事務所及び返還事務所
6. 貸渡人の氏名又は名所及び住所
7. 次の遵守事項
 - (1) 「運行中は必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない。」旨の記載
 - (2) 「自動車の借り受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載
 - (3) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - (4) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、借受人が日常点検を実施すること」旨の記載